学校施設について、安全確保に万全を期すため、維持管理の徹底を図るようお願いします。 学校施設の維持管理等に関する事故等が発生した場合は、文部科学省へ情報通知願います。

> 事 務 連 絡 令和6年4月15日

各都道府県教育委員会施設主管課 各指定都市教育委員会施設主管課 各都道府県私立学校施設主管課 構造改革特別区域法第12条第1項の 認定を受けた各地方公共団体の施設担当課 各国公私立大学施設担当部課 各国公私立高等専門学校施設担当部課 独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当部課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画, 防災部施設企画課

学校施設における維持管理の徹底等による安全確保について

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時の 避難所としての役割も果たすことから、日常の安全性の確保は極めて重要です。

「学校施設における維持管理の徹底等による安全確保について」(令和5年4月10日付け事務連絡)において、維持管理の徹底や消費者事故等の情報通知について依頼してきていますが、年度も変わり担当者の異動等もあるため、改めて周知させていただきます。

令和4年3月25日に閣議決定された「第3次学校安全の推進に関する計画」においては、 近年、学校施設の老朽化に起因する安全面の不具合が増加し、事故が断続的に発生している こと等を背景に、学校設置者による点検・対策の強化が求められています(別添1)。

ついては、<u>学校施設における安全確保に万全を期すため</u>、「学校施設の維持管理に関する参 考資料」(別添2) も活用し、維持管理の徹底を図るようお願いします。

また、文部科学省では、「学校安全の推進に関する有識者会議」において、学校の安全点検の在り方について検討を行い、学校現場等において質の高い実効性のある安全点検を実施するための参考となるよう、「学校における安全点検要領」(別添3)を作成するとともに、学校現場で施設を点検する際の動画資料等も掲載しておりますので、参考資料として<u>ご活用く</u>ださい。

なお、外壁落下や体育館床板の剥離による負傷事故など、<u>学校施設において消費者事故等が発生した場合は</u>、「消費者事故等の通知について」(別添4)を参照の上、<u>文部科学省への情報通知に御協力をお願いします</u>。消費者事故等について、通知すべきか判断に迷われた場合は事故等の内容に応じて情報通知先の各担当まで相談願います。

このことについて、各都道府県教育委員会施設主管課におかれては域内の市区町村教育委員会施設主管課に対し、各都道府県私立学校施設主管課におかれては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社に対して周知するようお願いします。

### 【本件問合せ先】

文部科学省大臣官房文教施設企画·防災部施設企画課 指導第二係 電話:03-6734-2292 (直通)、E-mail:<u>shisetulead-2@mext.go.jp</u>

#### 第3次学校安全の推進に関する計画(令和4年3月25日閣議決定)(妙)

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/plan-gakkouanzen/index.html

#### ●学校施設の維持管理関係部分抜粋

- 4. 学校における安全管理の取組の充実
- (1)学校における安全点検
  - ①学校における安全点検に関する手法の改善(略)
  - ②学校設置者による点検・対策の実施

学校保健安全法においては、学校環境の安全の確保について、校長による改善措置や、学校設置者に対する申し出を行うことが定められている」。近年、学校施設の老朽化が進む中、 老朽化に起因する安全面の不具合が増加し、重大な事故が断続的に発生しているが、施設・設備の点検については、校長・教職員による日常的な点検では専門的な視点からの判断は困難である。また、災害時においても、発災直後の施設の安全点検等が迅速かつ適切に行われることが必要である。

このため、学校設置者は、専門家との連携など施設・設備の点検に関する実施体制の構築 を検討することが重要である。具体的には、学校の施設・設備の設置状況や児童生徒等の多 様な行動を考慮の上、専門的な点検を実施して不具合を早期に発見し、適切な維持管理を実 施することにより、事故を未然に防いでいくため、技術職員が在籍する首長部局との連携や民 間委託等により安全点検の実施体制の強化に努めるとともに、校長からの申し出や専門的な 点検により把握した不具合をできる限り早期に解決するよう努める。

さらに、国は、学校施設・設備に関する専門的な視点からの安全点検の実施体制について、 実態を把握し、必要な取組を強化する。

#### <主要指標>

・専門的な視点から、学校における具体的な安全点検の方法、体制を構築している学校設置 者数

<sup>1</sup> 学校保健安全法第 28 条

#### 学校施設の維持管理に関する参考資料

#### ●学校施設の維持管理に関する手引及びガイドブック等

- ▶「学校施設の維持管理の徹底に向けて一子供たちを守るために一」(令和2年5月)
- …学校施設の維持管理に関する設置者の役割、課題等を紹介。

https://www.mext.go.jp/content/20200527-mxt\_sisetuki-000007228\_2.pdf

- ▶ 学校における安全点検要領(令和6年3月)
- …安全点検を行う際の視点や点検の方法、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用、教職員の負担軽減も考慮した取組などを紹介。なお、本要領には、下の「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)・(追補版)」のうち学校が行う点検内容を反映。

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzentenken/index.html

- ▶「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)」(平成 27 年 3 月)
  「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(追補版)」(平成 31 年 3 月)
- …学校設置者及び学校がそれぞれの役割を理解し、関係部署や専門家と連携して実施する非構造部材等の点検内容や手法等を紹介。

http://www.mext.go.jp/a\_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

- ▶ 「文教施設における多様な PPP/PFI 事業等の事例集 維持管理等のみを行う先導的な PPP/PFI 事業編」(令和2年3月)
- …包括的民間管理委託等の PPP/PFI 手法の活用によって、維持管理等を効率的に行う事例を紹介。 https://www.mext.go.jp/a\_menu/shisetu/ppp/1406650\_00001.htm

#### ●消費者安全法第 33 条の規定に基づく意見

- ▶「消費者安全法第 23 条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書(学校の施設又は設備による事故等)」(令和 5 年 3 月 3 日)
- …報告書内の「3.4 学校施設・設備の危険事例(訪問調査)」において、危険な施設又は設備の例が、発生する可能性のある事故、リスク低減策などと共に紹介。

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\_019/assets/csic\_cms101\_230301\_02.pdf

#### ●学校施設の維持管理に関する主な通知等

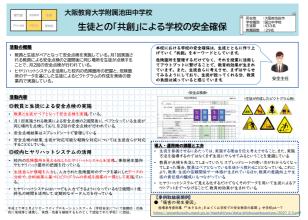
- ▶「学校施設の維持管理の徹底(外壁落下事故等の防止)について」(令和5年12月5日)
- …相次ぐ外壁落下事故等の発生に伴い、専門家による点検等の適切な実施及び計画的な改修 等について依頼。
- ▶「学校施設の維持管理の徹底について」(令和5年5月2日)
- …外壁落下事故等の発生に伴い、専門家による点検等の適切な実施について依頼。
- ▶「学校環境における樹木の安全確保について」(令和4年8月10日)
- …小学校での樹木の落枝による職員死亡事故の発生に伴い、樹木の安全性の確認を依頼。
- ▶「文教施設における法定点検の適切な実施について」(令和4年1月24日)
- …学校施設等の法定点検の適切な実施について依頼。
- ▶「学校環境における工作物及び機器等の安全確保について」(令和3年11月19日)
- …小学校での石碑転倒による児童負傷事故の発生に伴い工作物等の安全性の確認を依頼。
- ▶「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について」(平成31年2月28日)
- …社会体育施設での利用者に床木片が刺さる負傷事故の発生に伴い安全対策の実施を依頼。 ※上記以外の通知等については、下記 URL 参照。

https://www.mext.go.jp/a\_menu/shisetu/maintenance/1386779.htm

### 参考となる「安全点検の取組事例」

質の高い実効性のある安全点検の参考となる専門家の活用や、教職員の負担軽減策、児童生徒や保護者等と連携等の先進的な取組事例を掲載しています。









### 「安全点検要領」を活用した先生方からの声

#### 【安全点検の視点(安全点検の方法の映像)】

○これまで施設設備の劣化を見る点検をしてきたが、子供の動きを踏まえることも含め事故を防止するための視点がわかりやすい。

○安全点検映像も点検を行う視点がわかりやすく、短時間で学べてよい。

#### 【安全点検表】

- ○点検表では、どのようなところを見ればよいか具体的に書かれている。
- ○点検表について、日常と定期で分けて整理してあり使いやすい。
- ○点検表に記載の観点は非常に納得的。学校の状況を踏まえて追加等できるのも良い。
- ○集計シートにおいて、×や△の箇所が自動で色が付くので分かりやすくて良い。

#### 【教職員の負担軽減】

- ○点検表のデジタル化により担当者の集計作業の効率化が図られ、管理職も点検結果の全体像を速やかに把握 しやすい。
- ○すでにデジタル化を進めているが、自動集計は楽で、管理職も全体の点検結果を把握しやすい。

#### 【専門家の活用】

- ○教育委員会としても専門家の活用事例が参考になる。
- ○デジタル化により、点検結果を教育委員会とも共有できる。

#### 【安全教育】

- ○事故を防止する視点は、生徒の安全教育にも生かせる。
- ○安全教育と一体的に進めることが重要であるので、こういった視点が要領の中にあるのはよい。

## 見て

## 学び

### 実践し

## 事故防止

# 学校における安全点検要領

### 安全点検要領の目的

この「学校における安全点検要領」は、学校における事故を防止するため、学校及び学校の設置者等が連携して、 質の高い実効性のある安全点検を行っていく参考となるよう作成したものです。

学校における事故は、学校の施設設備に起因するものだけでなく、児童生徒等の行動や使用する物の状況の変化等による事故が多く発生しています。

そのため、学校における安全点検においては、これまでの重大事故やヒヤリハット事例を校内で共有することなどにより事故発生のリスクを把握し、定期の安全点検だけでなく、日常の安全点検が事故を防ぐ重要なポイントとなります。このことを踏まえ、本安全点検要領では、それらの安全点検を行う際の視点や点検の方法、さらに、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用、教職員の負担軽減も考慮した取組などを紹介しています。

学校においては、安全点検を実施する際や事故防止の校内研修、学校設置者等においては、学校施設の維持管理 を行う際などに、ご活用ください。

### 安全点検要領の内容

この「安全点検要領」は、ウェブ公開しており、「いつでも」、「どこでも」、「短時間」で、安全点検の方法を「見て」、「学び」、「実践」できるよう工夫しています。今後も、学校が参考となる情報を適宜、更新していきます。 主に、以下の内容で構成されています。

#### ☑安全点検実施の考え方

・点検体制、設置者との連携、専門家活用など

#### ☑安全点検の種類と対象

・点検の視点、対象の考え方、点検の頻度や方法など

#### ✓事故等情報の共有

・重大事故事例からの分析、ヒヤリハット事例収集など

#### ☑安全点検表等の活用

・編集可能な点検表・集計表、ヒヤリハット報告様式サンプルを紹介

#### ☑安全点検の方法の解説

・場所、箇所ごとに具体の点検方法を映像等で紹介

#### ☑ 安全点検取組事例

・専門家活用や教職員の負担軽減策等、多数掲載

【ウェブトップページ・イメージ画面】













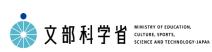
安全点検参考資料

※トップページから見たい項目をクリックすると 関連の画面が表示されます。

右のアドレス、 QRコードから活用 できます

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/ anzentenken/index.html





安全点検の実施方 法等が簡単に確認 できます。



点検体制の整理(教職員、設置者、専門家の関わり) ※金属疲労等の専門性が必要なものは専門家に依頼

【参考】安全点検の実施の流れ(例) ■点検方針の策定 学校の設置者 (点検の目的・主体・方法・時期等の整理) **■安全点検実施計画の策定** (点検の全体調整) (具体的な点検箇所、点検時期、手法等の検討) 学校の設置者 必要に応じて専門家に依頼

■学校が実施する安全占権への反映を検討 ■危険箇所(児童生徒等の行動分析等含む) を踏まえて、安全点検表の作成及び見直し ■学校の点検内容の把握 ■学校の安全点検の結果の把握(必要に応じ、 ●主に目視により点検を実施 使用する施設・設備、用具等の安全の状態、 児童生徒等の行動等を踏まえた危険な状態等 ●次のような場合は専門家による点検を依頼

非構造部材の耐震化点検等 日視等による点検で安全性の判断が困難 金属疲労・腐食・破損等の状態を正確に把握で ● 学校の安全点検だけでは、劣化、損傷等の 状況を正確に把握できないものについては、 学校からの報告も参考にしつつ、専門家に よる点検(外部委託含む)を定期的に実施 ●教師の負担軽減を考慮し、授業等の業務に **→ 教師の員担託成を考慮し、投業等の業務に** 付随して行う日常点検の範囲にとどめるな ど組織的な体制により点検を実施

> 学校の設置者 必要に応じて専門家に依頼 ■危険性及び対策の必要性について検討

#### 点検後の対応・対策

※学校の設置者と点検結果を共有し連携して対応

#### 4 改善措置と計画的な環境整備

【改善措置】 . 施設設備の不備や危険箇所があった場合の改善措置を遅延なく行うことを促すため、以下のとおり、法的に定められています。 字校保健安全法(抜粋) 第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅延 なく、平の池巻を図るために必要な措置を譲じ、又は、当該措置を譲ずることができないときは、当該学校の影響者に対し、その旨を申し エーシーと、ソース 安全系統により、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、学校及び学校の設置者は、以下のような危険物 除去、施設・設備の安全対策や修繕などの適切な損害を達けたければか。ロエム・

立入禁止や使用禁止又は 使用場所の変更 (例) 施設・設備の安全対策、 修繕 (例) 危険物の除去 (例)

| コラム 「<u>教育委員会が学校と点検結果を共有し、安全管理に努める取組</u>」

宮城県白石市教育委員さでは、「<u>学校施設・設備管理すっニュアル</u>」を作成し、学校における安全機械無の報告及び、臨 時や日常の安全点検において危険等が発見された場合の対応等について、以下のとおり示しています。 (1) 定期の安全点検 (3) 各学校における点検表にて、担当者から管理職に報告する。 (2) 毎月 学校施設設督について安全点検を実施し実施展果について教育委員会に報告。 (2) 臨時の安全点検及び日常の安全点検 臨時及び日常の安全点検の限、免接が生じる場所や施設、設備等が発見された場合は、直ちに「使用禁止」や「立入禁止」等の措置を放立とともに教育委員会に報告する。

#### 点検箇所ごとの安全点検の方法を映像等で解説

※タブレット等で、点検場所等でも視聴できます。



事故防止の重要な 視点を学べます。点 検項目の見直しに も参考になります。

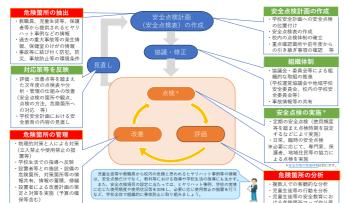


#### 危険箇所の「抽出」、「分析」、「管理」の在り方 ※ヒヤリハット事例等を共有し、組織的に対応

2 学校における安全点検のPDCAサイクル

※学校で対応可能なもの

安全点検の実施については、学校安全計画に位置付け、単に決まった項目を毎年点検するだけでなく、児童生徒等の安全教育と緊密 わりを持ちながら、学校生活の環境内にある危険箇所、ヒヤリハット事例及び危険な環境条件等の 「抽出」 分析」「管理」 する取組等を、 PDCAサイクルを確立して組織的に進めていくことが何より重要であり、学校全体で事故を防止していく必要があります。



#### これまでの重大事故事例を教訓として生かす ※事故情報から得られる安全点検の留意点も記載

窓からの転落・落下事故



●通過書室で窓の下部にあった本棚に上がり、囲いていた窓の窓枠に室外を背に座るなどしていた直後に転落した。
●画貨物体物時間中、3層の数度でカーテンがかかった窓辺に座って友人と話していた際。窓が開いていることに気付かず等りかかうとして、そのまま年底に転落した。
●1、8mの高さにある窓の鍵を閉げるため、2階部下の窓際に置いてあった金属製の用具入れに乗って窓を開け、降りる際、パランスを削して後の両さに応制し、1階中延通路(コンクリート)に転返した。

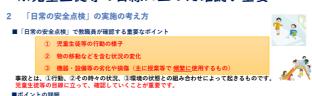
ハフノAを加して使か同まに転倒し、1 指中収通路(コンクリート) に転落した。 個体みの消費経過のため調整値のでも30分割であった肌の上を歩いていた際、下をのぞこうと手すりを持ったが、手が掛り、開いていた窓から転落した。 ・ 例系動中、機能中央船下で吸収のため、窓間け作業をしていた。窓辺に立った際、民にピンポン域が個あるのに気付き、そ ② れを取りにいこうと<u>窓枠を越えて底に出ようとした</u>瞬間、パランスを崩し約10m下の駐車場の屋根に転落した。

事故情報から得られる安全点検の留意点【\_\_\_\_は、日常の安全点検の重要なポイント】 ★ 日常及び定期の安全点検において、数室や廊下等の窓の下に足掛かりとなるものが置かれていないかを確認する必要があります。
(窓に落下防止の手すりがあっても、窓際に足掛かりとなる設置物があると窓の空いいる状態で設置物に登り落下の危険なことに留意する。)

★ 定期の点検において、落下を防止する対策に不備を確認する。)
(窓を開かないようにするストッパー等の作動状態に異常がないかを確認する。)

#### 事故防止に欠かせない「日常の安全点検」の 実施の考え方

※児童生徒等の目線に立った確認が重要



児童生徒等の目線に立って、確認していくことが重要です。 Iボイントの詳細			
ポイ ント	①児童生徒等の行動の様子	②物の移動などを含む状況の変化	③機器・設備等の劣化や損傷(主に 授業等で頻繁に使用するもの)
視点	<ul><li>児童生徒等の行動が事故につながらないか。</li></ul>	・活動場所等において危険に繋がる 変化がないか。	・使用する機器・設備、用具等が安 全な状態にあるか。
重大 事故 (例)	・窓際にある足掛か リとなる設置物に 上り、窓枠に腰か けた際に気付か でいるのに気付か ずに転窓。 ・渡り廊下での走り込みの際、止まれ ずに下ののをサジカスの戻っ込む。	・体育祭の準備で、 立てかけてあった 長机3番が倒れ、 頭部に落下。 ・校庭に長年の放置されていたくぎに より、転倒した際に負傷。	・部活動でパッティングマシーンの球 のコース調整時、ねじ式の棒がはずれ、機械上部が落下し、指を切断。 - 農業の投棄時、わら切り機で作業中、機械更に踏まった草を取る際、手を機械機の中に入れてしまい指の一部を 切断。

事故帝権闘の共者 1 事故帝生のリスク (日本スポーツ振興センターの災害共治総行専門寺を長に) で安全権役の方法の教授、条態が内の事故発生のリスト 全国の重大事故、自校のけがの発生状況、ヒヤリハット事例を対象項目に生かす 事故等情報の共有 2 ヒヤリハット事例の活用

また、「日常の安全点検」において確認された児童生徒等の危険な行動や、事故発生につながら危険な状況の変化等を見つけた際には、 その危険の効果のはか、児童生徒等への指導や注意物起とともに、我職員関でも共和と事故の助止に努めることが重要です。 さらに、我職員に、日間の授業等に受ける指導方法で考慮がにつながりうるものがないかを確認することも事故的には重要な取組です。

#### 安全点検の「頻度」と「方法」

※耐震性に関するものは年 | 回程度実施。ただ し、使用頻度に応じて点検頻度を増やす等検討

点検の頻度と方法

○ 保使の頻度と方法 学校における定腸や日常の安全点検の「頻度の目安」と「方法」について示しています。 日頃の宇宙や活動において、児童生徒等の行動等から事故発生の要因となるものがないか、施設を日常的に使用する 者として、施設・設備の実際、代果合うを早期に発見する観点から、安全会検を実施してください。その際、児童生徒等 特毎日使用しているものは気化や破損等につながりをすいものかあるため、児童生徒等における使用状況等を考慮して良 様する頻度を増やすなどの対応が必要であることに窒息が必要です。また、我職員が行う点検は主に目視ですが、点検す る対象によっては、異常がない始れたり、動かしてみたりなどの影響を行いまり。 安全機を実施します。その際、「安全における安全点検を行う対象の考え方」及び、以下を踏まて、学校独自の女 全点検表を作成します。その際、「安全会検表の活用」と「安全は表を作成します。その際、「安全会体表を使ないる」となる点体の表は「大きない。なお、「日常の安全点検」については、【2 「日常の安全点検」の実施の考え方】を参考にしてください。

点検の頻便等] ( 施設 股側、用具等の使い方点検 (内容例) 密際に足掛りとなる設置物を置いていないかなど、死亡や重菌な事故につながることが多い器具や用具 等合めた日常の使い方、児童生徒等の事故につながる危険な行動等を危険します。 なお、必要に応じて、事故防止の重要性に鑑み、毎月の点検において実施することも考えられます。 (頻度の目2) 日常的に実施

(内容例) 経年により第4やひび割れなどが発生し、耐震性能の低下や破損が進むものもあるため、異常箇所の発見及 びその進行状況について定期的に点検します。 (頻度の日空) 学期に1回程度実施 ② 非構造部材等の劣化点検

(内容例) 第一機器等について、壁に固定するなど等の転倒・落下防止対策がとられているか点検します。 (頻度の目安) 年に1回程度実施 野限や年に1回程度の直接としているものでも、日常的に児童生徒等や数職員が使用するものなどは状況が変化しやすいため、使用する機会が多いものは、点検する頻度を増やすなど、各学校等の状況を踏まえて設定しましょう。

【点検の方法】 ※詳細は、【安全点検の方法の解説】を参照 ② 触診等 : 部がは、異常がないかを、部材に熱れる、動かすなどして確認する方法、 ・語り動かし、接触部分や地下部分の服み、ぐらつき等の固定不良の有無 ・ぶら下がる、押す、引く、ねして参の力を加え、動力の状況を確認 ・回転部分の油ぎれ、摩擦等による作動の偏りを点検

## 実践する

点検要領を参考に 安全点検を実施。デ ジタル化による実 施は点検が効率的。



### 学校の実情を踏まえ、「安全点検表」を編集

※デジタル化すれば、集計作業も効率的 ※点検表サンプルは、施設設備の劣化以外の 事故防止の観点を重視



### 安全点検要領を活用した安全点検の

※事故防止の視点を確認しながら、 負担少なく、効率的に実施

点検表に点検結果や、改善を要する点など入力

**①**一時的に立てかけているものや 置いているもの ☑一時的に立てかけているものや置いているものが、倒れたり、

崩れたりする状態にないか。 「事故の発生リスク」 「事故の発生リスク」

■点検の視点

いる重量のあるもの(例、長机、脚立、移動式階段等)が、倒れたり、崩れたりする状態にないか点検





■主な点検の方法 [日常の安全点検] ・児童主法等が活動する範囲に、立てかけてい ・児童主法等が活動する範囲に、立てかけてい ・日、高く様の重ねられている重劇のあるも のものが、何れたり崩れたりしないよう。 国定や注意喚起されているかを目視等に点検す

■刃10 ・児童生徒等が活動する場所には、重量のあるものを立てかけたり、高く積み重ねたりしない。 ・倒れてこないよう頑丈なチェーン等で固定するととも、児童生徒等が近づかないよう注意喚起を促す。

#### (活用例) ※タブレットを活用した場合

- ① 点検方法をその場で確認(視聴)
- ② デジタル化した点検表を使って、点検箇所を点検



### 共有ネットワーク内等 で、共同編集可能な設

### 児童生徒等の安全教育としても活用

- ※事故防止には、安全教育と一体的な取組が必要 ※ヒヤリハット事例の報告様式サンプルも活用可能
  - 2 ヒヤリハット事例の活用

学校における事故を防止する第一歩は、学校内で危険と思われる箇所等のヒヤリハットの気付きを、児童生徒等や教職員 等から張舞ねなく者せられる学校安全の風土の騒気が何より必要であり、安全点候にも生かすことのできる重要な収録です。 校内でけがさん場所、一次開議されば大きな事法につながりいれないヒヤリットンを経験した場所など、児童生徒等、 教職員、保護者、地域など全ての関係者から情報を収集し、重点的に対策を請じる、点検を行う場所を絞り込んでいくこと

が重要です。 が重要です。 主た、共有したセヤリハット事例は、安全点検だけでなく、教科等の安全教育や、日常生活における指導にも関連付けて 行うことが必要であり、安全教育と安全管理との関わりを緊密にして進めることが重要です。

【**とヤリハット事例を活用していく意義】**② 安全点検だけでは児童生徒等の事故は防げない。<u>児童生徒等の安全意識の高まりに寄与する</u>ものとなる。
② 安全点検において、施膝・設備の劣化だけではなく、<u>夏に事故防止に資する点検現目の設定に生かせる。</u>

③ 国立教育政策研究所による調査からは、教職員と比較して児童生徒等の方が、日常的な事故等に対し危険を感じる接合いが高いことが示されている。
安全点検に子供の視点を加えることで、事故の要因に対する気付きや学校内での問題意識の共有を推進す。

#### ヒヤリハット事例を活用している学校の取組例

【児童生徒等が行うヒヤリハット事例の収集・活用例】

総合的な学習の時間等における危険な場所探し

・ 学習を選じ、注意場配のマークを考案し、危険な箇所に掲示、学校全体に啓発
学認活動における生徒自身の「ヒヤリハット」体験の共有

・ 学習を選じ」けがの予防策を検討

保健委員会者の委員会治動でヒヤリハット事例(自校のけがの発生状況)や予防対策を

まとめる。 ⇒ (取組を通じ) 委員会で校舎内の安全点検を実施し、校内の危険箇所マップを作製



児童生徒等の休み時間等の活動の様子を観察 ⇒危険と思われる行動を、学年部や教職員全体、児童生徒で共有

※ヒヤリハット事例を活用した取組の詳細については、【安全点検取組事例】を参照し、自校での取組に生かしてください、 ※ヒヤリハットの報告株式は、事故、ヒヤリハット、気付き報告(株式サンブル)を参照ください。

#### 消費者事故等の通知について

消費者事故等の通知については、これまで「消費者事故等の通知について(依頼)」(令和 5 年2 月 22 日付事務連絡)のとおり文部科学省への情報通知に協力いただいていますが、<u>消費者事故等に該当するもののうち、重大事故等に該当するもの</u>以外にも<u>被害の拡大又は同類・類似の消費</u>者事故等が発生するおそれのあるものについても文部科学省への情報通知の必要があります。

〇「消費者事故等の通知について(依頼)」(令和5年2月22日付事務連絡)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20230323-spt\_stiiki-300000727\_11.pdf

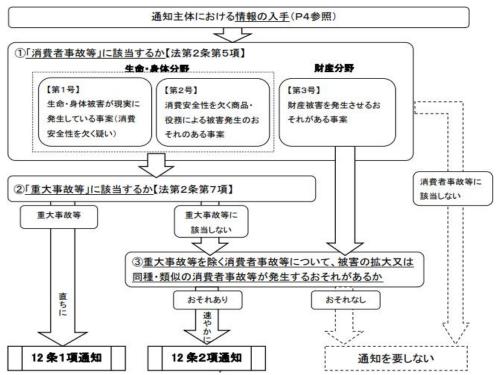
「消費者事故等の通知の運用マニュアル(消費者庁)」(以下「マニュアル」という。)の記載内容から通知までの流れと通知すべき事案の考え方についてポイントをまとめましたので、文部科学省への情報通知の参考にしてください。

なお、情報通知に関する詳細や報告様式については、以下記載のウェブサイトから確認してください。

○消費者事故等の通知の運用マニュアル

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\_safety/centralization\_of\_accident\_information/assets/centralization\_of\_accident\_information\_240312\_01.pdf

#### ●通知までの流れ



- ⇒通知主体は、消費者からの苦情・相談、消費者等からの申出、公益通報、職権探知等により入手した情報のうち、後述する判断基準で以下のように分類を行う。
  - ①消費者事故等(法第2条第5項各号)に該当するか、
  - ②上記①に該当したもののうち、生命・身体事案については、更に重大事故等に該当するか(法第2条第7項各号)、
  - ③上記②以外の消費者事故等については、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は 当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれ(以下「被害 の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」という。)があるもの

- ⇒通知主体は、上記の分類に応じて通知を実施。
  - ②に該当する場合:法第 12 条第1項の規定に基づいて直ちに通知
  - ③に該当する場合:法第 12 条第2項の規定に基づいて速やかに通知

#### ●通知すべき事案の考え方

#### 「消費者事故等」に該当するかの判断

「消費者事故等」とは、消費生活において消費者に被害が発生した事故や事故を引き起こすような事態のことであり、それらのうち、<u>自然災害や労働災害、公害などは除かれる</u>概念である。 〔要件〕

要件1:事業者が事業として又は事業のために供給・提供・利用に供する商品・製品、物品・施設・工作物、提供する役務を消費者が使用・利用することに伴って生じた事故

要件2:政令(※)で定める程度の被害が発生したもの

要件3:その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが 明らかでないもの

- ※ 消費者安全法施行令(平成21年政令第220号。以下「政令」という。)第1条
  - ①死亡事故
  - ②<u>治療に一日以上かかる負傷・疾病</u>(通常医療施設における治療の必要がないと認められる 軽度のものを除く。)
  - ③一酸化炭素中毒

#### 「重大事故等」に該当するかの判断

#### 〔要件〕

生命・身体に関する被害が現実に発生している事故(法第2条第5項第1号)のうち、その被害が重大であるものとして政令(※)で定める要件に該当したもの

#### ※ 政令第4条

- ①死亡事故
- ②負傷・疾病であって、治療に要する期間が30日以上であるもの
- ③負傷・疾病であって、これらが治った(症状固定を含む。)ときに府令で定める程度の身体障害が存するもの
- ④中毒(一酸化炭素中毒)

#### 「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の判断

重大事故等以外の消費者事故等については、「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等 が発生するおそれ」がある場合に通知義務が生じる。この判断についての解説及び具体例等を 以下のとおり示す。

#### [解説]

「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の有無の判断に当たっては、消費者事故等の態様、消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他消費者事故等に関する状況を総合的に考慮する。

#### 〔消費者事故等の態様(例)〕

- 通常予見される使用方法によって事故が発生しているか
- 多数の消費者に被害が生じるおそれがあるか

#### ●消費者事故等の情報通知先一覧

教育機関等における消費者事故等については、事故等の内容に応じて、以下の情報通知先まで御連絡ください。

なお、御連絡に当たっては、原則として、E-mail を御使用ください。

(理科や技術・家庭などの授業中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL: 03-6734-2565 (直通)

E-mail: kyoiku@mext.go.jp

(学校の体育・保健体育の授業中における製品に起因する事故等について)

スポーツ庁政策課企画調整室

TEL: 03-6734-2674 (直通)

E-mail: skikaku@mext.go.jp

(運動部活動中における製品に起因する事故等について)

スポーツ庁地域スポーツ課

TEL: 03-6734-3953 (直通)

E-mail: tiikisport@mext.go.jp

(高等学校における職業教育に関する活動中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付産業教育振興室

TEL: 03-6734-2904 (直通)

E-mail: sangvo@mext.go. ip

(学校施設の維持管理等に関する事故等について)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

TEL: 03-6734-2292 (直通)

E-mail: shisetulead-2@mext.go.jp

(幼稚園の教育活動中の事故について、その他、通学中や学校における製品に関する事故 等、学校の安全管理に関する事故等について)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室

TEL:03-6734-2966 (直通)

E-mail: anzen@mext.go.jp

(専修学校・各種学校における事故等について)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL: 03-6734-2939 (直通)

E-mail: syosensy@mext.go.jp

(社会教育施設(博物館を除く)における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

TEL: 03-6734-2974 (直通)

E-mail: <a href="mailto:chisui@mext.go.jp">chisui@mext.go.jp</a>

(社会体育施設での一般利用時(学校体育、部活動利用時を除く)における事故等について)

スポーツ庁参事官(地域振興担当)付

TEL: 03-6734-3773 (直通)

E-mail: stiiki@mext.go.jp

(少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課青少年教育室 (施設係)

TEL: 03-6734-2650 (直通)

E-mail: seisyone@mext.go.jp

(財産に関する事故その他の事故等について)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第四係

TEL: 03-6734-2156 (直通)

E-mail: hourei@mext.go.jp